

○家計急変世帯

個別に相談・確認のうえ申請が必要となります（申請者は世帯主の方）。書類配布場所等から必要書類を取得し、受付窓口に申請してください。

(1) 受付窓口・書類配付場所 本所社会福祉課、笠間支所福祉課、岩間支所福祉課

(2) 必要書類

①申請書、申立書

②世帯主の本人確認書類の写し(次のいずれか1点)

・マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、介護保険被保険者証、在留カードなど

③振込先口座の確認書類の写し(いずれか1点)

・通帳やキャッシュカードなど(金融機関名、支店名、口座番号、カナ口座名義を確認できる部分)

④収入が分かる書類の写し(次のいずれか1点)

・給与明細書、帳簿、年金振込通知書、源泉徴収票、確定申告書など

⑤戸籍の附票の写し

・令和4年1月1日以降、複数回転居した方のみ

受付期間 12月5日(月)から令和5年1月31日(火)(当日消印有効)

DV等避難者 配偶者やその他親族からの暴力など(DV)を理由に避難している方

・DV等で住民票を動かさず、笠間市に避難中の方も受給できる可能性があります。

・住民票上の世帯主が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、受給することができます。詳しくはお問い合わせください。

③ 低所得の子育て世帯に対して生活応援特別給付金を支給します

問・申 子ども福祉課(内線 165)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活応援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)を支給します。※ひとり親世帯への給付金については既に実施しています。

支給額 児童1人あたり一律5万円

支給対象者	申請方法
令和4年9月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給していて 令和4年度分の住民税均等割が非課税である方	申請は不要です。 12月16日(金)に児童手当等で指定されている口座へ給付金を振り込みます。
平成16年4月2日～令和5年2月28日までに出生した児童の養育者 ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方 ・新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方	令和5年2月28日(火)までに申請が必要です。 申請書類を窓口へ直接提出してください。 詳しくは、市ホームページ(⇒子育て世帯生活応援特別給付金「ひとり親世帯以外の子育て世帯分」で検索)をご確認ください。

※児童に障害があり特別児童扶養手当相当である場合は、平成14年9月2日～令和5年2月28日までに出生した児童が対象となります。

市役所職員などを騙^{かた}って口座番号などを聞き出す詐欺にご注意ください。